

**改正**

昭和53年9月28日規則第37号  
昭和55年6月30日規則第30号  
昭和58年1月31日規則第6号  
昭和59年6月4日規則第33号  
昭和60年3月30日規則第20号  
昭和61年12月27日規則第46号  
平成元年3月6日規則第5号  
平成元年3月30日規則第22号  
平成9年3月28日規則第8号  
平成9年8月29日規則第42号  
平成9年12月15日規則第54号  
平成12年12月28日規則第76号  
平成14年7月30日規則第106号  
平成14年9月25日規則第111号  
平成16年5月31日規則第41号  
平成17年3月31日規則第63号  
平成17年7月29日規則第79号  
平成19年3月30日規則第6号  
平成23年3月30日規則第7号  
平成23年3月31日規則第28号  
平成27年12月24日規則第89号  
平成29年6月28日規則第36号  
平成31年3月31日規則第15号  
令和元年8月19日規則第22号  
令和2年10月30日規則第59号

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（社会保険各法の範囲）

**第2条** 条例第2条第1項に規定する社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）は、次の各号に掲げる法律をいう。

- （1）健康保険法（大正11年法律第70号）
- （2）船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （3）私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- （4）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （5）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（証明書の交付申請）

**第3条** 条例第4条第1項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合においては、次の各号に掲げる書類を添付又は提示しなければならない。

- （1）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく省令に規定する被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく省令に規定する被保険者証、組合員証若しくは加入者証
- （2）住所を証する書類
- （3）所得の状況を証する書類
- （4）その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付又は提示を省略することができる。

（証明書の交付）

**第4条** 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、これを審査し、申請者が条例第2条に規定する要件に該当すると認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証（別記第2号様式又は別記第2号様式の2。以下「資格証」という。）を交付するものとする。

2 前項の資格証の有効期限は、次のとおりとする。ただし、受給資格を有しなくなつたときは、その日までとする。

- （1）1月1日から7月31日までに交付したものは、当該年の7月31日

(2) 8月1日から12月31日までに交付したものは、翌年の7月31日

(市長が定める助成金控除額)

**第5条** 条例第3条第3号に規定する額は、病院若しくは診療所等（保険薬局を除く。）の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は社会保険各法に定める療養費支給申請書ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 外来療養である場合 500円

(2) 入院療養である場合 1,000円（14日未満の入院療養である場合は、500円）

(支給方法)

**第5条の2** 助成金は、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書に基づき支給するものとする。ただし、県外で受けた医療及び資格証の提示によらない医療に係る助成金の支給を受けようとする者は、奈良市ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(資格証の更新申請等)

**第6条** 受給者は、資格証の更新を受けようとするときは、毎年7月末日までに奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等更新申請書（別記第3号様式の2）を市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による資格証の更新申請をする場合について準用する。

3 第4条の規定は、第1項の規定による資格証の更新申請があつた場合について準用する。

(再交付)

**第7条** 受給者は、資格証を破損し、又は失つたときは、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書（別記第4号様式）により、市長に再交付を申請しなければならない。

2 受給者は、資格証の再交付を受けた後、失つた資格証を発見したときは、直ちにこれを市長に返戻しなければならない。

(届出)

**第8条** 条例第5条に規定する届出の事由は、次の各号に掲げるものとし、受給者は、当該事由が生じたときは、奈良市ひとり親家庭等医療費助成変更届（別記第5号様式）に資格証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格を有しなくなつたとき。

(2) 氏名又は奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書に記載した申請者の口座を

変更したとき。

(3) 加入医療保険に変更があつたとき。

(第三者の行為による被害の届出)

**第9条** 助成金の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、助成金の支給を受け、又は受けようとする者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(受給者台帳の整備)

**第10条** 市長は、受給者についてひとり親家庭等医療費受給者台帳を作成し、常に記載内容について整理しておかななければならない。

(補則)

**第11条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

#### 附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月28日規則第37号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき交付された医療証又は受給資格証は、昭和53年10月31日まではこの規則による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定による医療証又は受給資格証とみなす。

3 改正後の規則第6条第1項の規定は、昭和53年10月1日以後の診療等に係る医療費の支払及び医療費助成金の給付の請求から適用し、同日前に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和55年6月30日規則第30号）

この規則は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日規則第6号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第4条第1項の規定に基づき交付されている医療証等の有効期限は、この規則による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の医療証等で改正後の規則第6条の規定により更新を行つたものの有効期限は、改正後の規則第4条第2項の規定にかかわらず、昭和59年7月31日までとする。

**附 則**（昭和59年6月4日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和60年3月30日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に作成されている母子家庭医療費受給者台帳は、この規則による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の規定により作成された母子家庭医療費受給者台帳とみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（昭和61年12月27日規則第46号）

この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

**附 則**（平成元年3月6日規則第5号）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に敬称に殿を用いて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成元年3月30日規則第22号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月28日規則第8号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年8月29日規則第42号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

**附 則**（平成9年12月15日規則第54号）

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月28日規則第76号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の（中略）奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式（中略）の規定に基づき作成されている請求書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成14年7月30日規則第106号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている母子家庭医療費受給者台帳は、この規則による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則第10条の規定により作成された母子家庭医療費受給者台帳とみなす。

**附 則**（平成14年9月25日規則第111号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の（中略）奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則別記第4号様式（中略）の規定に基づき作成されている請求書等の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成16年5月31日規則第41号）

この規則は、平成16年6月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日規則第63号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年 7 月29日規則第79号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 4 条第 1 項に規定する母子医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

**附 則**（平成19年 3 月30日規則第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則別記第 5 号様式の規定に基づき作成されている奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書、第 2 条の規定による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則別記第 4 号様式の規定に基づき作成されている奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書、第 3 条の規定による改正前の奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則別記第 5 号様式の規定に基づき作成されている老人医療費受給資格証再交付申請書及び第 4 条の規定による改正前の奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則別記第 5 号様式の規定に基づき作成されている心身障害者医療費受給資格証再交付申請書の用紙で残部のあるものについては、この規則による改正後のこれらの規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成23年 3 月30日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、

なお従前の例による。

- 3 新規則第4条第1項に規定するひとり親家庭等医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。
- 4 この規則の施行の際、現に作成されている母子家庭医療費受給者台帳は、新規則第10条の規定により作成されたひとり親家庭等医療費受給者台帳とみなす。
- 5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成23年3月31日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月24日規則第89号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**附 則**（平成29年6月28日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（平成31年3月31日規則第15号）

**改正**

令和元年8月19日規則第22号

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新規則第4条に規定するひとり親家庭等医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、



施行日前においても行うことがある。

- 4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

**附 則**（令和元年 8 月 19 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 10 月 30 日規則第 59 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第3条、第5条の2、第8条関係）

# 奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等申請書

受給者番号			

次のとおり、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付及びひとり親家庭等医療費助成金の支給を申請します。  
 なお、受給期間中に市長が個人番号を利用し、世帯(配偶者及び扶養義務者を含む。)の所得の状況を調査すること及び  
 高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

(宛先) 奈良市長

年 月 日

申請者(父母等)氏名・個人番号		性別	生年月日	住所		番号		
〒法字 _____ _____ _____		男・女	年 月 日	奈良市  電話 _____		—		
申請者の1月1日時点の住所			申請者の口座					
(1月～7月申請は前年、8月～12月申請は本年)			金融機関名	支店名	口座番号	種別		
<input type="checkbox"/> 奈良市内 <input type="checkbox"/> 奈良市外(市・区・町・村)			銀行・信用金庫・農協	本店・支店・出張所		普通 高専		
			支店コード	支店コード				
児童氏名(18歳未満)・個人番号		続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)		番号	
〒法字 _____ _____ _____			男・女	年 月 日			—	
〒法字 _____ _____ _____			男・女	年 月 日			—	
〒法字 _____ _____ _____			男・女	年 月 日			—	
〒法字 _____ _____ _____			男・女	年 月 日			—	
扶養義務者 氏名・個人番号								
〒法字 _____ _____ _____		続柄		〒法字 _____ _____ _____		続柄		
〒法字 _____ _____ _____		続柄		〒法字 _____ _____ _____		続柄		
申請事由				加入医療保険				
1 18歳未満の児童を養育している配偶者のない者 ア 配偶者と死別し、現在婚姻していない イ 配偶者と離婚し、現在婚姻していない ウ 配偶者の生死が不明 エ 配偶者から遺棄されている オ 配偶者が障がいのため長期間労働ができない カ 配偶者が長期間拘禁されている キ 未婚の父母で、現在婚姻していない ク その他( )				記号		番号		
				被保険者氏名			申請者との続柄	
				保険者番号				
				保険の名称				
				資格取得年月日			年 月 日	
								(申請者と異なる場合のみ記入)
2 父母のない18歳未満の児童 3 2の児童を養育している配偶者のない者				児童の氏名				
				記号		番号		
				被保険者氏名			児童との続柄	
				保険者番号				
				保険の名称				
				資格取得年月日			年 月 日	
児童扶養手当申請の有無								
(有・無・申請中)								
前年中に受け取った児童手当の額								
※1月～7月の新規申請の場合は、前々年の額を記入してください。 円								

第2号様式（第4条、第5条の2—第8条関係）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">                 ひ と り 親 家 庭 等 医 療 費 受 給 資 格 証             </div>									
公 費 負 担 者 番 号									
受 給 者 番 号									
受 給 者	居 住 地								
	氏 名								
	生 年 月 日								
有 効 期 間		年	月	日	から	年	月	日	まで
発 行 機 関 名 及 び 印									
交 付 年 月 日		年	月	日					
(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際領収書を受け取つて市窓口へ直接申請してください。									

ひとり親家庭等医療費受給資格証		現物
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	居住地	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金	通院	1レセプトにつき500円
	入院	1レセプトにつき500円 (14日以上入院は1,000円)
	調剤	なし
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名 及び印		
交付年月日	年 月 日	
<small>(注) 奈良県外での受診、柔道整復・訪問看護以外の療養費は、現物給付の対象となりません。医療費の自己負担額を支払い、領収書を受け取って市窓口へ直接申請してください。</small>		

(注) 裏面に注意事項を記載する。

奈良市ひとり親家庭等医療費助成金請求書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

請求者 住 所 \_\_\_\_\_  
 フリガナ \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 電 話 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

金 円

ただし、年 月分 医療費助成金を上記のとおり交付されるよう請求します。

受給者番号		受給者氏名	生年月日	年 月 日
医療保険名称		医療保険 記号番号	記号	番号

医療機関等の領収書を添付してください。	※入院の状況 期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		
	入院日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
	※通院の状況		
	① 日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
	② 日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
	③ 日数	総点数	自己負担額
	日	点	円
④ 日数	総点数	自己負担額	
日	点	円	
⑤ 日数	総点数	自己負担額	
日	点	円	
	合 計	合 計	
	点	円	

第3号様式の2 (第6条関係)

奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付等更新申請書

受給者番号

次のとおり、奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格の更新を申請し、資格証の交付及びひとり親家庭等医療費助成金の支給を申請します。なお、受給期間中に市長が世帯の所得の状況を調査すること及び高額療養費が生じる場合に当該療養に係る診療報酬明細書等の写しを医療機関等から徴することを承諾します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者(父母等)氏名	性別	生年月日	住所	番号	
フリガナ	男・女	年 月 日	奈良市		
			電話 - -		
児童氏名(18歳未満)	続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)	番号
フリガナ		男・女	年 月 日		
フリガナ		男・女	年 月 日		
フリガナ		男・女	年 月 日		
フリガナ		男・女	年 月 日		
フリガナ		男・女	年 月 日		

申請事由	加入医療保険			
次の該当する項目に○をつけてください。	記号	番号		
1 18歳未満の児童を養育している配偶者のない者	申請者	被保険者氏名	申請者との続柄	
ア 配偶者と死別し、現在婚姻していない		保険者番号		
イ 配偶者と離婚し、現在婚姻していない		保険の名称		
ウ 配偶者の生死が不明		資格取得年月日	年 月 日	
エ 配偶者から遺棄されている		※ 申請者と異なる場合のみ記入		
オ 配偶者が障がいのため長期間労働ができない	児童	児童の氏名		
カ 配偶者が長期間拘禁されている		記号	番号	
キ 未婚の父母で、現在婚姻していない		被保険者氏名	児童との続柄	
ク その他		保険者番号		
2 父母のない18歳未満の児童		保険の名称		
3 2の児童を養育している配偶者のない者	資格取得年月日	年 月 日		
児童扶養手当受給の有無(有・無・申請中)				
年中に受け取った養育費の額	円			

第4号様式（第7条関係）

奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

次のとおり受給資格証の再交付を申請します。

申請者フリガナ	
申請者氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話番号	
メールアドレス	

受給者氏名	
受給者生年月日	年 月 日
受給資格証番号	
申請理由	<input type="radio"/> 破損 <input type="radio"/> 紛失 <input type="radio"/> その他

（注）再交付を受けた後、紛失した受給資格証を発見したときは、直ちに返戻してください。



第5号様式（第8条関係）

奈良市ひとり親家庭等医療費助成変更届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 - - \_\_\_\_\_

次のとおり届け出ます。

受給者氏名			生年月日	年 月 日	
1 氏名変更	新				受給者番号
	旧				
2 住所変更	新	奈良市			
	旧	奈良市			
3 加入医療 保険変更	新	記 号		番 号	
		被保険者 氏 名			受 給 者 との続柄
		保 険 番 号		保 険 の 名 称	
	旧	保 険 の 名 称			
4 口座変更	新	金融機関名	支店名	種別	口座名義(カナ)※扶養者に限る。
		銀行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所	普通 当座	
		金融機関コード	支店コード		口座番号
	旧	金融機関名		支店名	口 座 名 義 人
		銀行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所		
5 資格喪失	理由	死亡 転出 婚姻 生活保護 非監護 その他（ ）			
変更・喪失 年 月 日	年 月 日				